

○文部科学省告示第百六十三号

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年十一月十九日

文部科学大臣 田中 眞紀子

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示  
大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「九千四十九人」を「九千八十九人」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。